

レセ電通信歯 30010 号
平成 30 年 6 月 5 日

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

「小児鎮静下MRI撮影加算」の記録等について

平成 30 年 5 月請求分のオンライン請求システムにおいて、「小児鎮静下MRI撮影加算」を算定しているレセプトのうち、「乳幼児加算」等を同時に算定しているレセプトについて、点数計算が正しく行われたい事象が発生しましたのでお知らせします。

なお、平成 30 年 6 月請求分以降については、下記の点数計算方法等を参考に記録願います。

記

1 対象となる事例及び点数計算方法等

(1) 対象診療行為

次の通則加算と注加算の診療行為コードが同一点数・回数内に記録された場合

(該当する診療行為コードの組合せ)

通則加算			注加算		
診療行為コード	診療行為名称	加算割合	診療行為コード	診療行為名称	加算割合
170017170	新生児加算 (画像診断)	80%	170036170	小児鎮静下 MRI撮影 加算	80%
170017270	乳幼児加算 (画像診断)	50%			
170034170	幼児加算 (画像診断)	30%			

(2) 点数計算方法等

「コンピュータ断層撮影診断料」の通則4における所定点数には、E202の注7による加算である「小児鎮静下MRI撮影加算」は含まれないことから、点数表に基づき、正しい点数計算を行うためのロジックを追加いたします。

(記録順序と計算方法)

記録順序	計算方法
① 基本項目	
② 注加算	基本項目に対して%加算
③ 通則加算	基本項目に対して%加算

(計算結果) (基本項目1000点、注加算80%、通則加算50%の場合)

①	②	③	計算結果
1000点	+1000点×80%	+1000点×50%	=2300点

※記録順序の変更はできません。

2 平成30年5月オンライン請求分における発生事象

(1) 正しい点数により請求されている事例

ア 不要なエラー「L4301:固定点数が誤っています。」が表示されていました。

イ 受付・事務点検ASP結果リスト及び受付・事務点検ASP結果リストCSVファイルに誤った計算結果による点数が記載・記録されていました。

(2) 誤った点数により請求されている事例

エラー結果を通知することができていませんでした。

(参考:算定例1)

算定例	正しい計算結果	誤った計算結果
MR I 撮影 (3テスラ以上の機器) 小児鎮静下MR I 撮影加算 乳幼児加算 (画像診断)	1600 +1280 [1600×80%] + 800 [1600×50%] = 3680	1600 +1280 [1600×80%] +1440 [{1600+ (1600×80%) } ×50%] = 4320

(参考:算定例2)

算定例	正しい計算結果	誤った計算結果
MR I 撮影 (3テスラ以上の機器) (その他) 2回目以降減算 (CT、MRI) 小児鎮静下MR I 撮影加算 造影剤使用加算 (MRI) 乳幼児加算 (画像診断)	1280 [1600×80%] +1024 [1280×80%] + 250 + 765 [{ (1600×80%) +250 } ×50%] = 3319	1280 [1600×80%] +1280 [1600×80%] + 250 +1565 [{1600+ (1600×80%)+250 } ×50%] = 4375

3 平成30年6月請求分以降の対応

オンライン請求システムにおいて不要なエラーを表示している場合には、「エラー分含む」の状態でご請求確定していただくようお願いいたします。

オンライン請求システム及びレセプト電算処理システムのプログラムについては順次改修し、正しい点数計算を行うよう対応いたします。